

『有価証券オプション取引の契約締結前交付書面』新旧対照表

【下線部分が変更した箇所です。】

新（変更後）	旧（変更前）
<p>この書面には、有価証券オプション取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>○有価証券オプション取引は、個別の有価証券を対象商品としたものであることから、権利行使が行われた場合には、権利行使価格において、オプション対象有価証券の売買が成立します。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>この書面には、有価証券オプション取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>○有価証券オプション取引は、個別の有価証券を対象商品としたものであることから、権利行使が行われた場合には、権利行使価格において、オプション対象有価証券の売買が成立します。<u>また、フレックス限月取引においては、権利行使が行われた場合には、上記又は、権利行使価格とオプション対象有価証券の価格との差に基づいて算出される金銭を授受する取引が成立します。</u></p>
<p><u>有価証券オプション取引のリスクについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象有価証券が売買停止となった場合等には、<u>当該有価証券オプションも取引停止となることがあります。さらに、(削除) 対象有価証券の発行者が、人的分割を行う場合にも、当該有価証券オプションが取引停止となることがあります。</u> 	<p><u>有価証券オプション取引のリスクについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象有価証券が売買停止となった場合等には、<u>当該有価証券オプションも取引停止となることがあります。さらに、大阪証券取引所では、対象有価証券の発行者が、人的分割を行う場合にも、当該有価証券オプションが取引停止となることがあります。</u>
<p><u><有価証券オプションの売方特有のリスク></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、<u>必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、コールオプションの場合には売付有価証券が、プットオプションの場合には買付代金が必要となりますから、特に注意が必要です。</u> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u><有価証券オプションの売方特有のリスク></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、<u>必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、コールオプションの場合には売付有価証券が、プットオプションの場合には買付代金が必要となりますから、特に注意が必要です。また、フレックス限月取引については、権利行使価格とオプション対象有価証券の価格の差に基づいて算出される金銭支払いが必要となる場合もあり、同様に注意が必要です。</u>

新（変更後）	旧（変更前）
<p data-bbox="164 185 703 219"><u>有価証券オプション取引の仕組みについて</u></p> <p data-bbox="164 282 804 360">有価証券オプション取引は、金融商品取引所が定める規則に従って行います。</p> <p data-bbox="164 376 276 409"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="164 1093 363 1126">1. 取引の方法</p> <p data-bbox="188 1142 395 1176">(1) 取引の対象</p> <p data-bbox="220 1191 804 1317">取引の対象は、各金融商品取引所が選定した有価証券（以下「対象有価証券」という）に係る次の2種類とします。</p> <p data-bbox="228 1332 616 1366">a. 有価証券プットオプション</p> <p data-bbox="272 1382 384 1415"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="276 1476 804 1601">権利行使価格で対象有価証券の売買単位の数量の有価証券の売付けを成立させることができる権利</p> <p data-bbox="276 1617 804 2076">ただし、対象有価証券に株式（投資口及び受益権を含む。以下同じ。）の分割等が生じた場合（対象有価証券の発行者が人的分割を行う場合を含みます。）で、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が、対象有価証券の売買単位以外の数量に変更された銘柄については、権利行使価格で当該変更後の数量の有価証券の売付けを成立させることができる権利</p>	<p data-bbox="828 185 1367 219"><u>有価証券オプション取引の仕組みについて</u></p> <p data-bbox="828 282 1468 360">有価証券オプション取引は、金融商品取引所が定める規則に従って行います。</p> <p data-bbox="828 376 1468 696"><u>有価証券オプション取引には、通常の限月取引と、権利行使日及び権利行使価格を柔軟に設定できるフレックス限月取引があります。また、金融商品取引所が指定するオプション対象有価証券に係る有価証券オプション取引については、通常の限月取引の設定はせずにフレックス限月取引のみが行われます。</u></p> <p data-bbox="828 712 1468 1032"><u>フレックス限月取引における有価証券オプション取引における銘柄とは、オプション対象有価証券、有価証券オプション1単位のオプション対象有価証券の数量、権利行使日、権利行使価格及び権利行使により成立する取引の種別を同一とする有価証券プットオプション及び有価証券コールオプションです。</u></p> <p data-bbox="828 1093 1027 1126">1. 取引の方法</p> <p data-bbox="852 1142 1059 1176">(1) 取引の対象</p> <p data-bbox="884 1191 1468 1317">取引の対象は、各金融商品取引所が選定した有価証券（以下「対象有価証券」という）に係る次の2種類とします。</p> <p data-bbox="892 1332 1279 1366">a. 有価証券プットオプション</p> <p data-bbox="911 1382 1254 1415"><u>次の①及び②に掲げる権利</u></p> <p data-bbox="911 1431 1224 1464"><u>① 通常限月取引のとき</u></p> <p data-bbox="940 1480 1468 1606">権利行使価格で対象有価証券の売買単位の数量の有価証券の売付けを成立させることができる権利</p> <p data-bbox="940 1621 1468 2076">ただし、対象有価証券に株式（投資口及び受益権を含む。以下同じ。）の分割等が生じた場合（対象有価証券の発行者が人的分割を行う場合を含みます。）で、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が、対象有価証券の売買単位以外の数量に変更された銘柄については、権利行使価格で当該変更後の数量の有価証券の売付けを成立させることができる権利</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><u>(削除)</u></p> <p>b. 有価証券コールオプション</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>権利行使価格で対象有価証券の売買単位の数量の有価証券の買付けを成立させることができる権利</p> <p>ただし、対象有価証券に株式の分割等が生じた場合（対象有価証券の発行者が人的分割を行う場合を含みます。）で、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が、対象有価証券の売買単位以外の数量に変更された銘柄については、権利行使価格で当該変更後の数量の有価証券の買付けを成立させることができる権利</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 取引の期限</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>有価証券オプション取引は、直近の2か月及びそれ以外の3月、6月、9月、12月のうち直近の2か月の各月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）を取引最終日とする取引（限月取引といいます。）に区分して行い</p>	<p><u>② フレックス限月取引のとき</u></p> <p><u>あらかじめ定めるところにより、上記①の権利又は対象有価証券の価格が権利行使価格を下回った場合にその差に金融商品取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利</u></p> <p>b. 有価証券コールオプション</p> <p><u>次の①及び②に掲げる権利</u></p> <p><u>① 通常限月取引のとき</u></p> <p>権利行使価格で対象有価証券の売買単位の数量の有価証券の買付けを成立させることができる権利</p> <p>ただし、対象有価証券に株式の分割等が生じた場合（対象有価証券の発行者が人的分割を行う場合を含みます。）で、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が、対象有価証券の売買単位以外の数量に変更された銘柄については、権利行使価格で当該変更後の数量の有価証券の買付けを成立させることができる権利</p> <p><u>② フレックス限月取引のとき</u></p> <p><u>あらかじめ定めるところにより、上記①の権利又は対象有価証券の価格が権利行使価格を上回った場合にその差に金融商品取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利</u></p> <p>(2) 取引の期限</p> <p><u>次の a 及び b に掲げる期限</u></p> <p><u>a 通常限月取引のとき</u></p> <p>有価証券オプション取引は、直近の2か月及びそれ以外の3月、6月、9月、12月のうち直近の2か月の各月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）を取引最終日とする取引（限月取引といいます。）に区分して行い</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>ます。</p> <p>また、直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から新しい限月取引が開始されます。</p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>ます。</p> <p>また、直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から新しい限月取引が開始されます。</p> <p><u>b フレックス限月取引のとき</u> <u>フレックス限月取引における有価証券オプション取引は、取引参加者からの申請に基づき、3年先までの金融商品取引所が指定する日を取引最終日とする限月取引が行われます。</u></p>
<p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(4) ストラテジー取引</u> 金融商品取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。</p> <p><u>(5) 取引の期限制限値幅</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、金融商品取引所は、制限値幅を設けています。 金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。 <p><u>(6) 取引の期限取引規制</u> 金融商品取引所は取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがあります。</p> <p>a. 制限値幅の縮小</p> <p>b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ</p>	<p><u>(4) 日中取引終了後の取引</u> <u>フレックス限月取引における有価証券オプション取引では、日中取引終了後もセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。</u></p> <p><u>(5) ストラテジー取引</u> 金融商品取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。</p> <p><u>(6) 制限値幅</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、金融商品取引所は、制限値幅を設けています。 金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。 <p><u>(7) 取引規制</u> 金融商品取引所は取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがあります。</p> <p>a. 制限値幅の縮小</p> <p>b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>c. 証拠金額の引上げ d. 証拠金の有価証券による代用の制限 e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ g. 有価証券オプション取引の制限又は禁止 h. 建玉制限</p>	<p>c. 証拠金額の引上げ d. 証拠金の有価証券による代用の制限 e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ g. 有価証券オプション取引の制限又は禁止 h. 建玉制限</p>
<p>3. 決済の方法 （現行どおり） （1）（現行どおり） （2） 権利行使による決済 <u>（削除）</u></p> <p>有価証券オプション取引について、買方は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。</p> <p>この場合、権利行使を行った買方と権利行使の割当てを受けた売方との間で対象有価証券の売買が成立します。</p> <p>権利行使日から起算して<u>4日目</u>（権利行使日が配当落等の期日の前日に当たる場合は権利行使日から起算して<u>3日目</u>）に、有価証券の買方は、買付代金（権利行使価格×最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量×権利行使数量）を、有価証券の売方は、権利行使により成立する対象有価証券の数量に権利行使割当数量を乗じた数量の有価証券を交付します。</p> <p>ただし、対象有価証券に株式の分割等が行われ、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量に単位未満数量が生じた場合、有価証券の売方となる顧客は、当該単位未満数量については権利行使日の対象有価証券の終値（最終気配値段を含む。）により評価した金銭を支払うことにより決済します。</p> <p>例えば、権利行使価格が1,000円、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量が1,200株のコールオプション1単位が権利行使され、対象有価証券の権利行使日におけ</p>	<p>3. 決済の方法 （省略） （1）（省略） （2） 権利行使による決済 <u>次のa及びbに掲げる決済</u> <u>a 通常限月取引のとき</u></p> <p>有価証券オプション取引について、買方は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。</p> <p>この場合、権利行使を行った買方と権利行使の割当てを受けた売方との間で対象有価証券の売買が成立します。</p> <p>権利行使日から起算して<u>5日目</u>（権利行使日が配当落等の期日の前日に当たる場合は権利行使日から起算して<u>4日目</u>）に、有価証券の買方は、買付代金（権利行使価格×最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量×権利行使数量）を、有価証券の売方は、権利行使により成立する対象有価証券の数量に権利行使割当数量を乗じた数量の有価証券を交付します。</p> <p>ただし、対象有価証券に株式の分割等が行われ、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量に単位未満数量が生じた場合、有価証券の売方となる顧客は、当該単位未満数量については権利行使日の対象有価証券の終値（最終気配値段を含む。）により評価した金銭を支払うことにより決済します。</p> <p>例えば、権利行使価格が1,000円、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の数量が1,200株のコールオプション1単位が権利行使され、対象有価証券の権利行使日におけ</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>る終値が 1,100 円の場合、コールオプションの買方は買付代金として 1,200,000 円（1,000 円×1,200 株×1 単位）を、売方は対象有価証券 1,000 株と単位未満数量を権利行使日の対象有価証券の終値により評価した金銭として 220,000 円を支払うこととします。（なお、金銭については、買付代金と単位未満数量を権利行使日の対象有価証券の終値により評価した金銭との差額が授受されます。）</p> <p>なお、権利行使又は権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買について、信用取引を利用することができます。</p> <p><u>（削 除）</u></p>	<p>る終値が 1,100 円の場合、コールオプションの買方は買付代金として 1,200,000 円（1,000 円×1,200 株×1 単位）を、売方は対象有価証券 1,000 株と単位未満数量を権利行使日の対象有価証券の終値により評価した金銭として 220,000 円を支払うこととします。（なお、金銭については、買付代金と単位未満数量を権利行使日の対象有価証券の終値により評価した金銭との差額が授受されます。）</p> <p>なお、権利行使又は権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買について、信用取引を利用することができます。</p> <p><u>b フレックス限月取引のとき</u></p> <p><u>フレックス限月取引における有価証券オプション取引は、あらかじめ定めるところにより、上記 a 又は、権利行使により権利行使価格と対象有価証券の価格の差額の支払いの取引を行う取引を成立させることができます。この場合において、権利行使割当てを受けた売方は、権利行使価格と対象有価証券の価格との差に相当する金銭を支払わなければなりません。</u></p>
<p>7. 上場廃止</p> <p>対象有価証券が上場廃止される場合には、当該有価証券オプションも上場廃止となります。</p> <p>また、金融商品取引所が定める任意の基準日からさかのぼって 1 年間に於いて同一の対象有価証券に係る有価証券オプション取引が成立していない場合で、上場の継続を必要としないと認められたものについて、基準日の翌日以降 1 か月間に取引が成立していない場合は、当該対象有価証券に係る有価証券オプションは上場廃止となります。</p> <p>上記に関わらず、オプション対象有価証券が企業再編（合併（投資法人の合併を含む）、株式交換等をいう。以下同じ。）又は投資信託の併合により上場廃止となる場合で、当該企業再編に係る新設会社（投資法人を含む。以下同じ。）若しくは存続会社（投資法人を含む。以下同じ。）の発行する有価証券又は当該投資信託の併合に伴い</p>	<p>7. 上場廃止</p> <p>対象有価証券が上場廃止される場合には、当該有価証券オプションも上場廃止となります。</p> <p>また、金融商品取引所が定める任意の基準日からさかのぼって 1 年間に於いて同一の対象有価証券に係る有価証券オプション取引が成立していない場合で、上場の継続を必要としないと認められたものについて、基準日の翌日以降 1 か月間に取引が成立していない場合は、当該対象有価証券に係る有価証券オプションは上場廃止となります。</p> <p>上記に関わらず、オプション対象有価証券が企業再編（合併（投資法人の合併を含む）、株式交換等をいう。以下同じ。）又は投資信託の併合により上場廃止となる場合で、当該企業再編に係る新設会社（投資法人を含む。以下同じ。）若しくは存続会社（投資法人を含む。以下同じ。）の発行する有価証券又は当該投資信託の併合に伴い</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>発行される有価証券がオプション対象有価証券であるとき（新たに選定される場合を含む。）、当該上場廃止となるオプション対象有価証券に係る有価証券オプションを、当該企業再編に係る新設会社若しくは存続会社の発行する有価証券又は当該投資信託の併合に伴い発行されるオプション対象有価証券に係る有価証券オプションとして、金融商品取引所が定めるところにより引き継がれることがあります。その場合、取引を継続できます。</p> <p>なお、引継ぎに係る銘柄が設定されていない場合には、当該銘柄の特別設定が行われます。</p> <p><u>（削 除）</u></p>	<p>発行される有価証券がオプション対象有価証券であるとき（新たに選定される場合を含む。）、当該上場廃止となるオプション対象有価証券に係る有価証券オプションを、当該企業再編に係る新設会社若しくは存続会社の発行する有価証券又は当該投資信託の併合に伴い発行されるオプション対象有価証券に係る有価証券オプションとして、金融商品取引所が定めるところにより引き継がれることがあります。その場合、取引を継続できます。</p> <p>なお、引継ぎに係る銘柄が設定されていない場合には、当該銘柄の特別設定が行われます。</p> <p><u>同時に、引継ぎに係るフレックス限月取引が設定されていない場合には、当該フレックス限月取引の特別設定が行われます。</u></p>
<p><u>オプション取引及びその委託に関する主要な用語</u></p> <p><u>（削 除）</u></p>	<p><u>オプション取引及びその委託に関する主要な用語</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フレックス限月（げんげつ）取引</u> <p><u>取引参加者の申請に基づいた権利行使日及び権利行使価格を柔軟に設定できる取引をいいます。</u></p>

以 上